件名

浦賀引揚援護局史

浦賀引揚援護局史

浦賀引揚援護局

K 369
U
218

補[illegible]支廠史綴目次

はしがき
第一章 沿革
第二章 機構
第一節 総括概要
第二節 分課規程
第三節 課長以上の職員名簿
第四節 職員配置表(別紙様式)
第三章 施設
第一節 本廳舎—位置・構造及設備の概要
第二節 検疫所—位置・構造及設備の概要・施設の数量(消毒所・細菌検査所・検疫病院其の他)及其の能力
第三節 宿舎—名稱・位置・構造及設備の概要・収容能力・附属施設の種類及数(炊事場・浴室・理髪室・便所等)
第四節 病院(診療所)—位置・構造及設備の概要・収容能力
第五節 倉庫—位置(局内及一般倉庫の別)構造及設備の概要 竝数

第六節　輸送機関ー乗用者　貨物自動車　患者輸送車　舟艇艀艇等の種類及員数
第七節　其の他の施設
第八節　局内の施設（建物）の配置図

第四章　引揚並送出状況
第一節　引揚船舶の概況
第二節　引揚船舶月別統計
第三節　引揚並送出者の概要
第四節　陸海民地域別月別引揚人員統計
第五節　人種別（月別送出人員統計）
第六節　屍体及遺骨の処理
第七節　孤児及無縁故者（引揚途中の非日本人を含む）の取扱

第五章　一般応急援護
第一節　応急援護業務の概況
第二節　金品の給与
第三節　持帰金の処理　日銀券交換月別統計
第四節　応急援護金支給状況

第五節 給食其他服務の一般状況
第六節 [illegible]状況
第七節 引揚者所持金状況
第八節 復員ニ關シ第一第二復員部の業務概要
第九節 荷物輸送の状況
第十節 人員輸送の状況
第十一節 引揚者以外の状況
第六章 検疫
第一節 入港 [illegible]
第二節 入港 月別船舶(人員)[illegible] 検疫伝染病別患者数
第三節 公務 [illegible]
第四節 検疫 月別統計(統計ニ項目ハ入港検疫統計ニ準ず)
第七章 医療
第一節 医療 概況
第二節 陸海軍地域別病名別患者月別統計(船内 収容後)
第三節 病院船の入港出港状況

第四節　国土建設及其ノ他ノ施設ノ利用状況

第八章　物資

第一節　物資調達ノ概況

第二節　月別食糧需給並在庫統計（副食物及嗜好品ヲ含ム）

第三節　月別被服其ノ他給与物品需給並在庫統計

第四節　月別衛生材料及医療機械器具需給状況

第五節　船ノ積込物資ノ供給状況

第六節　輸送物資ノ調達積込

第七節　燃料其ノ他物件ノ需給状況

第九章　経理

第一節　経理概況

第二節　予算及決算ノ概況

第十章　渉外事務

第一節　現地当局ノ概要、部隊長氏名　引揚関係主任官氏名（其ノ交迭）

第二節　主要渉外事項概要

第十一章　関係官公衙トノ連絡交渉

[illegible]　上陸地支局　復員世話部　海運局　鉄道局其ノ他トノ[illegible]
交渉事項概要

第十二章　関係諸団体トノ連絡交渉（船舶運営会　交通公社　同胞援護会其ノ他各種関係団体）

第一節　関係団体ノ組織　事務所位置　責任者氏名　業務内容

第二節　重要連絡交渉事項概要

第十三章　各種関係委員会　協議会其ノ他

第十四章　主要視察来訪者

第十五章　重要事件　特殊事項

第十六章　其ノ他

一　はしがき

終戦[illegible]いて占領軍の進駐、ミズリー艦上のポツダム宣言受諾の調印に国民は[illegible]混乱の情態にあつたが、其[illegible]の感情は何人にも等しく感ぜられるが、久しく交通、通信連絡を絶たれた在外[illegible]同胞の安否[illegible]家族知友又は同胞の[illegible]を[illegible]現地の状況を知り得ない切な[illegible]
[illegible]の父兄、妻子が故国へ帰ることを認め[illegible]国民の[illegible]では
[illegible]

戦後日増しに加はる敗戦的生活の不安と焦燥の中にもやがて何時の日にか[illegible]人
の希望を迎へ得る[illegible]重大な意義[illegible]して居るのであつた。
同胞の心に深く銘記して興つてゐる外地引揚のこの要望に呼応するかの如く[illegible]
[illegible]は開始せられた。ここに之が総数は大平洋諸島、北鮮、南洋其の他各地[illegible]
[illegible]し将兵、外地の資産全てを失ひたる一般同胞を併せて五百万人に及んだのであ
る。顧みれば業務開始以来一年半歳、只管に援護の為、以て同胞援護のために繰り広げられた業
務は渺茫として限界なき感無量なる一種の思ひ出でもある。
殊にわれわれは茲にこの歴史的大事業を敢行し、歴史の現実を冷静に回顧し此等同胞のために
献げられた活動と多くの尽し尽されたる国民的敬意の一端を、各部の業務と忠実に辿ることに
よつて後世への記録としたい。
今眼を見開いて日本の様相を認識する時誰か痛苦を感じない者があらう。われわれは[illegible]に
迎へ来た故郷に迎へた数多引揚者を想ふ時真にその将来の祝福を祈ると共に身を鴻毛の軽
きに比して国家の為に戦ひ、努力し来つた同じ生命を、今や祖国再建のために雄々しく献げ
られん事を希つて止まない。
而して本画史は、世界の眼が公正に成る再建日本を認める時にはじめて新なる日本歴史
の第一頁としての真の意味の史実的価値を持つに至るであらう。

沿革目次

第一章 沿革

第一節 浦賀引揚援護局沿革 ……… 一頁
第二節 第一復員部沿革 ……… 五頁
(一) 浦賀上陸地支局の創設
(二) 其の後の一般状況
(三) 機構改革に就いて
(四) 援護局と支局との業務分界
(五) 応急援護の範囲
(六) 復員業務に関する援護局と支局との関係
(七) 機構改革に伴ふ第一復員部の状況
(八) [illegible]業務に就いて
第三節 第二復員局[illegible]
(一) [illegible]復員部の創設 ……… 九頁
(二) [illegible]
(三) [illegible]

イ 第一期（創設期）
ロ 第二期（活動期）
ハ 第三期（整理期）

第四節 鴨居援護所沿革 ……… 一四頁

(一) 浦賀引揚援護局設立以前
イ 神奈川県浦賀引揚民事務所の開設
(1) 施設
(2) 職員
ロ 業務状況

(二) 浦賀引揚援護局設立以後
イ 鴨居収容所改称に関へ（援護局監督期）
ロ 収容所職員改組の頃
(1) 昭和二十年十二月より昭和二十一年一月頃の状況
(2) 局所と国民的支援
(3) 皇室関係
鴨居援護所改編より閉所まで

第 節 検疫所沿革 ……… 二二頁
(一) 検疫地浦賀に決定するに至る迄の経緯
(二) 検疫所の設立経過
(三) 検疫所の整備状況
(四) 現検疫所（元村間倉庫）施設決定迄の経緯
(五) 現検疫所の業務並びに業務概況
結語

第 節 各援護所沿革 ……… 二六頁
(一) 久里浜援護所沿革
(二) 長瀬援護所沿革
(三) 横須賀援護所沿革
(四) 田浦[illegible]援護所沿革
(五) [illegible]所沿革
[illegible]

[illegible]の[illegible]人[illegible]一般邦人の引揚者の総数は[illegible]
[illegible]人[illegible]数は[illegible]九十万余人[illegible]

[illegible]業務は極めて重要[illegible]となりつつあったので引揚者援護の為[illegible]
を設けられたが、當所引揚者に於ける引揚援護[illegible]に於ては北[illegible]
[illegible]上陸地支局を設け元横須賀海軍砲術学校跡を臨時收容所とし元横須賀[illegible]
横須賀收容所を設け陸軍復員並人員原の收容所とし、浦賀に於ては十日から元[illegible]
[illegible]校跡に横須賀海軍復員事務部を設置し、更に民間引揚者に対しては神奈川縣に於て十月
[illegible]五日横須賀市浦賀町浦賀船渠の浦賀造船所元徴用工員宿舎に引揚民事務所を開設し大[illegible]引
揚者の復員する者及び援護業務を開始した。

其後聯合軍最高司令部の指令並に之に基く政府の決定に依り　十一月二十四日地方引揚援護局官制が公布せられ　従來陸海民別に夫々実施して居た援護業務は總て厚生大臣の管理下に統合統一せられる事となり　厚生省浦賀引揚援護局[illegible]中部及び南太平洋方面よりの引揚者の應急援護並に検疫を行ふ事となつた。[illegible]十一月二十四日官制公布と共に局長　次長の任命を見十一月三十日神奈川縣浦賀引揚民事務所を假事務所として執務を開始し浦賀引揚援護局の創設事務及び引揚民援護の業務を開始した。官制公布と共に厚生大臣訓令に基き局の分課規程を定め　庁舎は久里浜元海軍工作学校横須賀海軍復員部の庁舎に設ける事とし　新機構による各部は十二月二十日新庁舎に移轉した。其の後厚生事務官としての各部課長が任命されたので　其の他職員の採用と共に人員の整備は着々進行し十二月

[illegible]復員部及[illegible]復員部の復員完了に対しては援護局　援護官補を[illegible]職員に付ては十二月末日附を以て總て從來の所屬より本局本部課所に配屬[illegible]
二十一年一月四日日本局新庁舎開庁式を擧行した。

創設當時は毎日一万人の引揚者の受入れ能力を有する様[illegible]せられ[illegible]昭和二十一年四月[illegible]指令により受入數は一万[illegible]迄[illegible]せられ、又南方地区に對する本邦の積送[illegible]の業務をも併せ実施する事となつた。此處に於て從来よりの狭隘不足を打解する為昭和二十一年一月十九日元海軍工作部工員宿舎跡に久里浜援護所を、二月十三日元浦賀造船所工員宿舎跡に[illegible]三月[illegible]日元浦賀[illegible]援護所を新設せしめ援護所の收容[illegible]一万一千名となつた。

[illegible]日検疫[illegible]一元的に実施[illegible]業務[illegible]検疫所に統合し、四月[illegible]日元海軍[illegible]学校[illegible]検疫所の完成[illegible]新しく[illegible]業務[illegible]
[illegible]後方[illegible]の[illegible]任命により[illegible]船舶運営会[illegible]神奈川縣[illegible]
[illegible]船舶運営会[illegible]に於て[illegible]実施する[illegible]二十[illegible]補給
[illegible]の[illegible]更に[illegible]を開始した。

て一般と機構の縮少を行った。（内閣係官公署、都道府県庁、上陸地支局、地方復員部、海運局、鉄道局等）及び民間（船舶運営会、交通公社、同胞援護会等各種団体）の援助協力を受けて[illegible]引揚援護局引揚援護
援護局に於ても各種対策委員会、消息班「コレラ」対策本部、[illegible]
（委員会等）を設置又は組織し「コレラ」防疫、完璧を期し引揚者援護の完璧を期した。
昭和二十一年十二月十一日附聯合軍総司令部の指令に依って、昭和二十二年一月十五日迄に
引揚事務に着手し、一月三十一日迄に閉鎖事務を完了する様指令があったので今後の縮少に
伴い「残留職員就職斡旋委員会」を組織し職員の就職に努力しつゝあったところ昭和二十二年一月
九日附同司令部の指令を以て在留朝鮮人の輸送終了迄閉鎖事務を延期せられ二月八日より約
一週間に渉り一〇六七名の朝鮮人輸送を第一次として業務を終了した。更に昭和二十二年二月十九日
附同司令部の指令により
五月一日厚生省告示第二十七号に依り浦賀引揚援護局は同日附を以て廃局と決定し、五月五日
に引揚援護院長官始め関係諸官署、団体代表者の参列の下に庁舎前広場に於て盛大に廃局
式を実施し、以後残務整理部として諸物資の保管転属をはかり其の他残務整理の
事務に入った。

第二節　第一復員部沿革

第一復員部の沿革を記述するに方ってはその母体である浦賀上陸地支局から[illegible]
部の沿革機構の変遷等沿革の経路を遡及する必要がある。以下各項に就いて記述すれば
次の通りである。

一　浦賀上陸地支局の創設

終戦間もなく外地部隊の引揚が決定せられるや昭和二十年十月五日健民上陸地支局の編成さ
せられた。
支局を編成するに就いては陸軍の団体であったところの陸軍から支局編成の為の所要人員を
選採用して補給に必要な営舎、給養、輸送の諸施設、当初は補
充給するというのであった。之は容易な業ではなかったが十月七日には早くも
四上陸部隊を迎え[illegible]状況であって引揚を処理せねばな
その当時は[illegible]
一　浦賀[illegible]
[illegible]

兩役職員が充實施設の概定完整へ入院務の完備に努力し十一月初旬枕崎所則の連絡を遂げ且つ實務的軌道に乗つた感が深かつた。然し此の頃最も腐心したのは復員部隊に対する食糧及び被服の給與であつた。當時に於ては單に枕崎物資所内諸倉庫の手に頼つて居り、果積場所は判らんでも之を手入する術はに付仲々の困難な事ではなかつた。然し支局長以下係員は連日関係方面と折衝を行ひ、時には殆んど内務省農林省等を駆け歩き、更に又近縣地方庁の責任者に直接交渉を行ひ物資取得に努力したものであつた。創設當時より十二月下旬迄のその間の状況は支局長以下渾然一体となり、眞に寝食を忘れての総努力であつた。

(四) 機構改革に就いて

十一月二十四日に至つて厚生省地方引揚援護局官制が発布せられ十二月上旬より數次に亘り、關係次長の下に元陸海軍関係部課長が会同し懇談会議を行ひ左の如き懇談事項を議決し之に基き浦賀引揚援護局の編成に着手し第一復員部は庁舎を移轉することゝなつた。

イ、厚生省浦賀引揚援護局庁舎は旧横須賀海軍施設部庁舎に置き、官制並に厚生大臣訓令に基く総務部、業務部、第一復員部及第二復員部は同所に於て執務するものとする。

ロ、関東上陸地支局横須賀海軍収容部並に検疫所の現在職員は、官制に依り援護官又は援護補に充てる隊定であるから十二月十五日迄に銓衡氏名を調査提出すること。

ハ、十二月十五日を以て一齊に「厚生省浦賀引揚援護局何々部」の看板を掲げること。

[illegible]制度である。
上陸地支局長より命ぜられて各復員船に一名乃至二名の先乗派遣船中で復員業務の指導に當り併せて内地情勢の紹介に任ずるものであつたが昭和二十一年一月五日此の制度が出来て實際に任務についたのは三月九日ライーリ丸の初便からであつた。
尚又相模野復員局及び船舶運營会社より水先案内人を浦賀に常駐させて上陸地支局長の統制下に復員課の行ふ指導と関聯して復員業務の完璧を期して努力したことである。

第三節　第二復員部浦賀部の沿革

浦賀海軍復員收容部の創設

十一月十五日横須賀鎮守府に横須賀海軍復員收容部が新設されて、浦賀引揚援護局の設置せらるゝ迄の間の収容の任務を附與せられた。横須賀海軍残務整理部が主体になり之に残存部隊を加へ元海軍工作學校の施設を利用し急速に整備し十月八日第一船氷川丸を迎え爾後入港する引揚船を迎え相當なる發展を来した。
尚引揚者に対する援護業務は厚生省へ所管となり新設された浦賀引揚援護局に関設されこの收容部に於ける中復員業務は分離され海軍復員業務（第二復員関係）に関する事項は横須賀海軍收容部が處理することになつた。此の時期に横須賀海軍收容部は[illegible]設置を見た後[illegible]地区の事務所と改名され復員收容部に引続き復員業務を擔當すること

[illegible]第二復員部と浦賀上陸地連絡所は[illegible]関係による[illegible]連絡関係に於ける[illegible]
し十二月一日附横須賀地方復員局浦賀上陸地連絡所の職員が全部[illegible]
職員を兼任せしめられ[illegible]第二復員部の内容が完全に[illegible]今日に及んだのみ
又[illegible]施設[illegible]引継いで元海軍工作学校の一方余坪(?)の兵舎の大部を利用して来
職員は[illegible]名を越えるものであつたが昭和二十一年九月上旬に於て本年一杯に
更には[illegible]設定となつたので爾後逐次人員を整理し昭和二十二年一月末日
に於ける[illegible]は次の通りであつた

庶務課	事務官	一五	雇員	六
復員課	〃	二二	〃	一二
会計課	〃	一六	〃	一七

計　八十四(部長を含む)である

人事関係の変遷

復員部創設当時は雇員は別として海軍武官は現役の儘奉職してゐたが昭和二十年十一月海軍省廃止と共に予備役仰付られ、同年十二月一日第二復員省設置せられると同時に召集を令せられ名称も第二復員官(補)となつた。この頃より漸く第二復員部内か

各部内の人事も[illegible]と
[illegible]部より[illegible]課長課員の数を協定することと
[illegible]は[illegible]職員となり、支局長を除く全員復員官、同補に[illegible]
職務は全面的に改変された。此処に於て第二復員部の職員は之と
共に復員を実施する事となり　十二月末迄に支局、[illegible]
陸海軍の区別なく引揚者の援護業務に重点を置き[illegible]ので
に実施する[illegible]所要の人員を除いた[illegible]
[illegible]
[illegible]し(昭和二〇、一一、一八)に基いて支局と援護局間に於て業務の
通りである
一般民の[illegible]援護業務を共通[illegible]
[illegible]全[illegible]留守宅[illegible]の整理
[illegible]以下[illegible]業務と称
[illegible]民権限外とする

[illegible]に伴ひ[illegible]
[illegible]命令調[illegible]
一復員部の[illegible]
[illegible]に於て実施する[illegible]
を受け純復員業[illegible]
の命令に基いて[illegible]
[illegible]である。
[illegible]救護[illegible]に[illegible]
[illegible]援護局[illegible]
[illegible]世話援護[illegible]
[illegible]を常駐で[illegible]
[illegible]

[illegible]支局との関係

第二復員部（局）の職員として上陸地支局に於て實施する純復員[illegible]の如く業務計画及び検疫所の業務と共に復員業務に就いては之れ[illegible]とする。

[illegible]機関が中央に於ては引揚援護院の指揮を受け上陸地支局を援助し上陸地支局の職員たる身分に於ては上陸地支局長の指[illegible]をなすとする。

[illegible]支局に移譲した業務は[illegible] 給養、糧秣物品の支給、医療、

[illegible]部の状況

[illegible]て新に第一復員部は庶務、復員、給與の三課を設け、上陸地支部下の業務を開始し、昭和二十一年十月下旬長浦元[illegible]兵学校より[illegible]之と共に横須賀收容所の復員課及び給與課より從[illegible]収容所に位置して復員部の復員處理に万遺憾なきを期した。

[illegible]続いて

[illegible]されてあるが復員業務に直接の関係のあるのに經理課職員と残務

人員削減問題起り純援護業務に従事していた海軍文官は概ね援護局に轉籍された。次いで勅令第一八九號に依り第二復員事務官（二級三級）の名稱を用いる様になり第二復員局廃止と同時に全員充員召集を解除せられ、昭和二十一年六月十五日復員庁開設と同時に全員同庁勤務を命ぜられ復員事務官（二級三級）の名稱を用いられ今日に至つたのである。

(三) 機構制度の変遷概要

(1) 第一期（創設期）

横須賀海軍復員収容部の時代で、第二復員部とは系統は全然異るのであるが或る見地よりすれば復員収容部は第二復員部の前身であるし収容、復員各業務に対する準備が最も適當で急速を要するものであつたが、海軍の最後を飾る任務であるとの自覺と熱意とを以つて活動した為豫想以上の成果を擧げ得て閉鎖と共に消耗する物資の補給に懸命の努力を續けたのである。

横須賀海兵團（復員収容部と横須賀海兵團との関係は第一項にて述べたが）は終戦時昭和二十年八月頃横須賀から東京芝浦の海軍経理學校に移轉、次いで目黒の白金國民學校へ同時に同年九月の下旬に當地へ移轉したので保管物資は皆無の実情にあつたのに加へて[illegible]の東京部は之亦同様轉々とした為その機能を失つていたので引揚者に必要な被服[illegible]品等の集積獲得には復員収容部の関係職員が全力を傾注したのである

一方復員事務に関しては占領軍中央より明示なく當方より関係各部と連絡し一定の方針を定め、之に依って第一船氷川丸を迎えたのであるが概ね順調に行はれた。

ロ、第二期（活動期）

十一月下旬浦賀引揚援護局開設と同時に第二復員部が設けられ復員収容部の職員が其の業務を兼任することになったのであるが漸く引揚船舶の多きを加へるに至り細部に亘り研究に研究を重ね昼夜兼行事務の促進に努めた。此の期間中の海軍関係引揚者五万を越えたが、一面退職賞与、帰郷旅費の支給規定は数次に亘って改正が行はれ、而も昭和二十一年三月の新円切換に伴って封鎖預金、新円支払の新事態が生じ収容、送出業務が現場機関としての苦心は一通りではなかったが、横須賀地方復員局経理部及び中央との連絡が地域的に恵まれておったとは言ひ何等支障なく処理することの出来たのは関係各部の絶大な協力の賜であったと思ふ。

ハ、第三期（整理期）

昭和二十一年六月十五日以降閉局迄の期間で引揚も中部太平洋方面は殆ど一段落して七月、八月、九月は閑散期となったので、此の機会に従来の宿舎その他の整理整頓に努むると共に、勤務員の緊張味の薄らぐのを防止する為野球排球等の体育を奨励し対抗競技を行ふと共に、娯楽室を設け図書備品、音楽鑑賞会等の文化的施策を行ふ等福利厚生を計っていた。

二、閉局と共に起る精神的弛緩を防止し書類整理の完璧を期したのであるがこの期間復員業務は引揚が再び活発に開始されたが既に軌道に乗っておったので極めて順調に経過したのである。後半期には第二復員局として人員整理が行はれることとなり第一次は現在の三分の一、第二次は固有の復員事務に差支ない最少限度を残すことを目標として着々準備を進め、愈々浦賀上陸地連絡所の二月末閉鎖に伴ひ、当初に比し必然的に閑散の運びとなった。

第四節 [illegible]居援護所沿革

本稿は浦賀引揚援護局の前身たる第一復員部及び第二復員部間の諸施設に対する意味に於ける民間人受入機関たる[illegible]居援護所沿革を、特に援護局接触期を中心に記述したものである。

（一）浦賀引揚援護局設立以前

神奈川県浦賀引揚民事務所の開設

終戦後の各地より、特に[illegible]方面よりの引揚者の受入及び他国人の送出が開始せられ神奈川県では政府の指示に基き、浦賀港に民間引揚者の応急援護施設を置くこととし元浦賀[illegible]株式会社の寄宿舎であった[illegible]寄宿舎を転用して二十年十月十五日より浦賀引揚民事務所として業務を開始した

本部（官舎）食堂二棟、家族寮施設一棟、浴場二棟の外宿舎十四棟を有する
この各病舎は何れも十畳間に分たれたる日本室三十四室を配し収容能力四〇〇名であ
つた。
而し終戦後同会館は進駐軍専用に接収され、其の後久しく未修理のまゝ放置されてあつ
た為、之を会館として使用するには種々なる障害があつた。
建物数四五だが殆の使用に耐えるものは約七割、其の他諸施設、器具類の損耗が著し
い為、開設時の収容能力は一應一人當りとして大略三四〇名程度であつた。

(2) 機構

當初業務の分掌は総務、補導、物資、輸送、医療の五班を以て編成し職員は主として神
奈川縣援護課が主体となり、之に関係各課が協力し所長吉村事務官以下十六名及び浦賀
引揚援護局より残留職員十四名、部外派遣職員として横須賀市役所より一〇名、
日赤神奈川縣支部より看護婦若干名、外務省在外同胞援護会四名で全員八十名足らずで
あつた。

ロ、業務状況

昭和二十年十月十九日ペリリユー島より九三名を収容したのを第一回としてトラツク、ヤルー
ト、其の他中部太平洋諸島からの引続き小数宛上陸収容が行なはれた。當時の収容作業、

は昭和二十一年四月検疫所が現在位置に設立される迄の間、陸海民引揚者は何れも浦賀
援護局に於て、通船を以て上陸し、直接夫々の援護施設に誘導してゐた。入港上陸収容等、
此の間の連絡通報に未だ綜合調整機関なき為、運輸部、南洋庁等と連絡して情報をとり
職員を派遣して上陸援護に引揚者を迎え重人院患者は直接横須賀北区共済病院其の他へ送
院し、健康者は宿舎へ、民間係はトラツク等を利用して収容作業を行つてゐた。
十一月十日十一日にかけて比島ミンダナオ島ダバオより米船に便乗より二、九四一名の収
容は當時の職員少なる施設に於て応急援護を行ふには余りにも困難な諸條件を具有して
ゐた。即ち
イ、殆ど全員栄養失調、マラリヤの重症患者も多数で途院患者を含み以一死亡者を続発して
ゐること。
ロ、婦女子が相當数あり特に家族離散、又は死別による孤児、無縁故者も多数で孤児約九〇
名もあること。
ハ、持帰金は日本円券は皆無でペソ貨（軍票）のみ、所持金は殆ど無きに等しいこと。
ニ、衣服、寝具に到つては引揚者の被服着用状況は程度極めて悪く夏衣一枚でそ
の他は全く不足なる事。
ホ、引揚者の大部分は内地に落付先若くは縁故者など全くなきこと。

時[illegible]日浅く、方針未決定の折から整備途次の受入態勢に対する原因の帰結と云うべく
まで、此地引揚者を完放に切実に認識せしめ且つ国内広範援護のあるべき方途を示唆するものであった。

而して引揚船が次々に入港に際する際に於て一日の猶予と躊躇逡巡を許されなかった、関係各部の協力により漸次内務省保健に係る元陸海軍特殊物件、衣料、食糧及び医薬品）の救出物資も入手し広範援護の業務処理態勢に曙光を見出していったのである

(四) 浦賀引揚援護局設置以後

イ. 臨時収容所改称の頃 （援護局依監期）

昭和二十年十一月二十四日地方引揚援護業務は全て厚生省所管となり神奈川県より業務全般を厚生省に移管した浦賀引揚援護局臨時収容所と改称し職員は全て厚生省の身分となり業務は其の儘継続された。

当時の状況

ダバオ引揚者の多くは単純族人の為に内地に定住地なく必然的に長期滞留となっていった。連日引揚者は所内に群居雑踏し、又所内で死亡する引揚者は日に数百名にも及び、宿舎の一室を屍体安置所に当てたが火葬場の能力不足の為屍体は二段三段と積み重ねられてゆく状況であった。

十一月下同量療次長の着任当時は総務班事務室の各机上にも白布に包まれた骨箱の数多並べられ要安置には引揚者より依托保管の分と合めて常に百数十体の遺骨の安置されてあるという状況であった

併し次長着任と共に当旅路所を仮庁舎とし、陸海民を包括する所の機構諸方針の画策決定の為、関係衛生及び機関頭地区所在の関係各部との打合せ交渉が活発に開始された。

十一月中旬にかけて、総務部長以下部内課長等も各地より着任したが複雑多岐なる局業務を円滑に処理するには、同所は極めて狭隘、且つ地理的にも不便の点多く一刻も早き新庁舎への移転の緊要のこととなり、十二月二十日次長以下首脳部は元海軍工作学校第二復員収容部庁舎内に移り又局機構の急速整備を重要的に考慮する際諸所の業務処理上一時的にその機能低下するも止むを得ざるものとして各班事務取扱者も大部は相次いで各部課職員として発令され新庁舎に移ったのである

ロ. [illegible]所[illegible]の頃

[illegible]十一月下旬より昭和二十一年一月頃の状況

[illegible]引揚の単純族人も其の後逐次蓄積増加し所内には最低二、[illegible]人が[illegible]留し、当所の任務たる二泊三日の広範援護日的の為[illegible]業務に携わっていた。又浦賀港[illegible]部に駐在せる米軍

[illegible]以下入[illegible]等に伴ひ新[illegible]

[illegible]を[illegible]し[illegible]合[illegible]は合計を記し[illegible]

[illegible]常務[illegible]

[illegible]外より當所の業務遂行に協力せる團体が主なるものは在外同胞援護會[illegible]

第一の名乃至一五名、在外父兄[illegible]學生同盟一五名等である。

又昭和二十一年一月末頃より下関に[illegible]り各任先なき内地婦人、沖縄婦人へ主として衣[illegible]

[illegible]外[illegible]が開始せられるに至り、[illegible]援護物資等は未だ十分とは言へぬ迄も相当援護

[illegible]は軌道に乗って来た観があった。

(四) 當所と國民的支援

外地引揚が開始されてより、特にダバオ引揚以來國内言動機関は引揚者の窮状を報じ國内[illegible]般の援護の足りないことに輿論喚起に努めてゐた。

[illegible]して之が関心の[illegible]高揚されると共に民間引揚者を取扱ふ當所は特に國内各方面の注目を浴びるに至った。

[illegible]の今[illegible]陛下[illegible]下る[illegible]及び他地方よりの團体又は個人の慰問の訪問も[illegible]こともなく、又是等の他からの慰問品に托して赤誠を寄せられた例も少くなかった。

當所の調達する援護物資が不充分なる場合に於て婦人小児に對して支給した冬衣、一部の計一万余[illegible]に此等國民の真心こめられた援護物品に依り處理し得たのであって[illegible]の國民的支援が當所の業務遂行に如何程裨益したかは誠に計量し得ざるものが[illegible]あった。

[illegible]昭和二十一年一月十四日には畏くも高松宮同妃兩殿下が又二月二十日には畏くも天[illegible]も[illegible]所内援護部を御巡覧された。

[illegible]中に[illegible]名の引揚者の間を歩ませ給ひ外地に在りて敗戦の[illegible]人に等しい[illegible]慰めとを以て接し給うた。

[illegible]御身に[illegible]給はれた陛下から暖かい数々の御下問を拝[illegible]た。

[illegible]九 [illegible]両役所所[illegible]で同名[illegible]

[illegible]備し常時勤務[illegible]部内職員数は一